

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科研究科専任教官候補者選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成13年 5 月23日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成13年規程第17号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科研究科専任教官候補者選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科研究科専任教官候補者選考規程（平成8年規程第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「停年」を「定年」に改める。

附 則

この規程は，平成13年 5 月23日から施行し，平成13年 4 月 1 日から適用する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科研究科専任教官候補者選考規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 （選考の時期） 第4条 研究科委員会は、次の各号の1に該当する場合に候補者の選考を行う。 (1) 研究科専任教官が<u>停年</u>により退職するとき。 (2) 研究科専任教官について配置換えの割愛依頼，辞職の願出があったとき。 (3) その他，研究科専任教官が欠員となったとき。 2 〔省略〕 〔省略〕	〔省略〕 （選考の時期） 第4条 研究科委員会は、次の各号の1に該当する場合に候補者の選考を行う。 (1) 研究科専任教官が<u>定年</u>により退職するとき。 (2) 研究科専任教官について配置換えの割愛依頼，辞職の願出があったとき。 (3) その他，研究科専任教官が欠員となったとき。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成13年5月23日から施行し、平成13年4月1日から適用する。</u>